

各位

「くやまぎん」後見制度支援預金」の取り扱い開始について

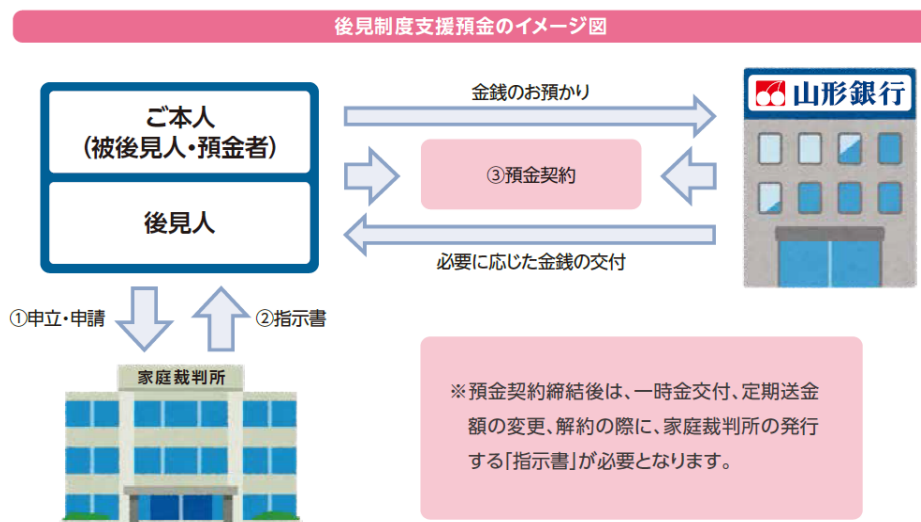
株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）では、高齢社会への対応および福祉の充実等の観点から、2023年6月1日（木）より「くやまぎん」後見制度支援預金」の取り扱いを以下のとおり開始いたします。

当行は、今後お客さまの多様化するニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 「くやまぎん」後見制度支援預金」とは

「くやまぎん」後見制度支援預金」は、ご本人さま（被後見人）の資金のうち、日常生活に必要な資金とは別に、日常生活では使用しない資金を管理するための預金口座です。口座開設および入出金等の各種取引について、家庭裁判所の発行した「指示書」が必要となることから、被後見人の資金を安全かつ適切に保護・管理することができます。



2. 商品概要

別紙のとおり

3. 取扱開始日

2023年6月1日（木）

4. 取扱店

山形県内の全営業店

以上

本件に関するお問い合わせ先
経営企画部 広報室
TEL 023-623-1221（代表）
【受付時間】9：00～17：00

ご利用いただける方	家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」を交付された成年後見人の方 ※ 保佐人・補助人・任意後見人は対象外となります。
対象となる預金	普通預金、無利息普通預金（決済用預金）
取扱店	山形県内の全営業店
お預入れについて	<ul style="list-style-type: none"> ●お預入れ方法 当行の窓口・ATMでお預入れできます。 ●お預入れ金額 預入金額に制限はございません。 ●お預入れ単位 1円単位
お引出しについて	<ul style="list-style-type: none"> ●お引出し方法 当行の口座開設店窓口でのみお引出しできます。 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取り扱いのみとなります。 ●払戻金額 家庭裁判所による「指示書」に記載された金額となります。 ※「指示書」は指示日から3週間以内のものに限ります。
お利息	<ul style="list-style-type: none"> ●適用金利 毎日の店頭表示の利率（普通預金）を適用します。 ※無利息普通預金（決済用預金）をご利用の場合、お利息はつきません。 ●支払頻度 毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ●計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年365日とする日割計算とします。
手数料	口座開設時に口座開設手数料11,000円（税込）が必要となります。 また、自動送金サービスをご利用いただく場合は、当行所定の手数料が必要となります。くわしくは専用のチラシにてご確認ください。
その他 ご注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●普通預金の場合は、預金保険の対象商品です。預金保険制度の範囲内で保護されます。 ●無利息普通預金（決済用預金）の場合は、預金保険制度により全額保護されます。 ●ご利用いただけないサービス <ul style="list-style-type: none"> ・給料、年金、配当金等の自動受取 ・公共料金、クレジット・デビットカード利用代金の口座振替 ・キャッシュカードの発行 ・ATM（現金自動支払機）でのお引出し ・<やまぎん> ネットバンクのご利用 ・マル優のお取り扱い